

入学祝金の申請について

下記のとおり入学祝金の申請についてご案内いたします。

記

1. 申請対象者及び受付について

(1) 2023年4月1日現在の共済組合員

※ 3月31日までに退職する方は対象外です。

(2) 2月1日（水）から申請受付を開始します。

2. 申請書類

(1) 贈与金申請書（用紙は下記共済組合ホームページ「申請書等一覧」からダウンロードしてご利用下さい）。

<http://www.sotetsu-kyosai.jp/>

(2) 添付書類

以下の入学または在学を証する書類何れかの写しを添付して下さい。

① 公立小・中学校等・・・就学通知書、学校指定通知書

② 私立小・中学校等・・・合格通知書、入学許可書、在学証明書等

③ 公立高校・私立高校・・・合格通知書、入学許可書、在学証明書等

※ 生徒手帳、身分証明書、通学証明書の写しは不可。

3. 申請方法

上記の申請書類については、経由部署の承認印は必須ではありません。ただし、必ず申請者所属上長の認証印があるものを提出して下さい。

なお、ガルーンのワークフローからも申請が可能ですのでご利用下さい。

4. 支給時期

毎月末で締切り、翌月給与での支給となります。但し、4月1日以降入学されない場合は返還していただきます。

5. 申請期限

1年以内に申請をお願いします（本年入学の場合、来年3月末が期限）。

※ 贈与部規則により、申請事由の発生日から1年を経過すると請求できなくなります。

以 上

福祉手当金の申請について

下記のとおり福祉手当金の申請についてご案内いたします。

記

1. 現在受給している方

最初の受給月が2022年4月以降の方は、今回の再申請は不要です。それ以外の方は、本年3月24日（金）までに以下により再申請を行って下さい。

(1) 申請方法

健康保険法上の扶養者であり、かつ、所得税法上の障害者控除の対象者であることの確認を会社にて得た上で、「福祉手当金申請書（再申請用）」を提出して下さい。（後期高齢者は、所得税法上の扶養控除と障害者控除の双方）

(2) 添付書類

- ① 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または愛の手帳のいずれかの写し
- ② 住民票（申請者と対象者の同居または関係が証明できるもの）原本
- ③ 受給対象者が後期高齢者の場合は、以下の収入を証明する書類
 - ・収入が年金のみの方・・・遺族年金、障害年金その他年金収入全てに係る源泉徴収票または年金振込通知書の写し
 - ・収入が年金以外にある方・確定申告書と遺族年金、障害年金の源泉徴収票または年金払込通知書の写し

2. 初めて申請される方

必要書類を添付の上、「福祉手当金申請書（初回用）」を提出して下さい。内容を審査の上、提出月の翌月分給与支払時から支給いたします。なお、事由発生日に遡及しての支給申請はできませんのでご注意下さい。添付書類については1.と同様です。

3. 注意事項

- (1) 受給期間中であっても、受給原因が消滅したとき（受給対象者に扶養資格を超える収入があった場合、障害の寛解等により手帳の交付が受けられなくなった場合等）は、速やかに「福祉手当金支給停止願い（書式自由）」を提出して下さい。提出が遅れ、受給原因消滅後に過誤払が生じた場合は、これを返還していただきます。
- (2) 再申請が遅れた場合であっても、申請月の翌月からの支給となります（4月分まで遡及しての支給は不可）ので、申請漏れにご注意下さい。

- (3) 申請用紙は共済組合ホームページの「申請書等一覧」からダウンロードすることができます。

<http://www.sotetsu-kyosai.jp/>

なお、本件については「共済組合ガイドブック」にも掲載しています。

以 上

- ■ 共済組合の業務内容、最新情報等についてはホームページに随時掲載しています。
また、過去の共済組合報、各種申請書用紙、ガイドブックなどがダウンロードできます。
<http://www.sotetsu-kyosai.jp/>